

次世代育成支援対策に係る厚生労働省の取組

次世代育成支援に関する当面の取組方針

(平成15年3月14日 少子化対策推進関係閣僚会議決定)

- 急速な少子化の進行等を踏まえ、改めて、国の基本政策として、政府・地方公共団体・企業等が一体となったもう一段の取組を進め、家庭や地域の「子育て機能の再生」を図る。
- 従来の「子育てと仕事の両立支援」に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」のための取組を推進。

〈基本的な施策〉

〈すべての働きながら子育てをしている人のために〉	〈子育てしているすべての家庭のために〉	〈次世代を育む親となるために〉
<ul style="list-style-type: none">○ 男性を含めた働き方の見直し<ul style="list-style-type: none">・ 子育て期間における残業時間の縮減・ 子どもが生まれたら5日間の休暇を取得・ 多様就業ワークシェアリングの普及促進 等○ 仕事と子育ての両立の推進<ul style="list-style-type: none">・ 育児休業取得率（男性 10%、女性 80%）等の目標値を踏まえ、各般の取組を推進・ 待機児童ゼロ作戦の一層の推進・ 特定保育事業の創設・推進・ 放課後児童クラブの充実 等	<ul style="list-style-type: none">○ 地域における子育て支援の充実<ul style="list-style-type: none">・ 子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり・ 専業主婦家庭の急病等に対応した「一時預かりサービス」・ 「子育て支援総合コーディネーター」による利用援助等・ 子育てを支援する生活環境の整備 等○ 社会保障における次世代支援<ul style="list-style-type: none">・ 年金制度における配慮（年金額計算における育児期間への配慮の検討） 等	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの社会性の向上や自立の促進<ul style="list-style-type: none">・ 中高生が乳幼児とふれあう機会の拡充・ 家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進・ 食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）・ 性に関する正しい理解の普及 等

〈今後の推進方策〉

- 平成15年及び16年の2年間を次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置付け、一連の立法措置を講じる。
平成15年：地方公共団体及び事業主における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び「児童福祉法改正案」を提出。
平成16年：「児童手当制度の見直し」、「育児休業制度等の見直し」、「多様な働き方を実現するための条件整備」等について、幅広く検討を行った上で所要の法案を提出。
- 平成17年度からの市町村、都道府県、事業主の行動計画の円滑な実施を支援するほか、今後の少子化や対策の進展状況を踏まえつつ、必要な取組方策について引き続き検討。

少子化対策プラン

※仕事と子育ての両立支援に加え、以下の事項を重点的に推進

- ・男性を含めた働き方の見直し
- ・地域における子育て支援
- ・社会保障における次世代支援
- ・子どもの社会性の向上や自立の促進

総合的な推進体制の整備

自治体・企業における行動計画の策定

→次世代育成支援対策推進法案

具体的な個別施策の推進

各個別法の整備

→児童福祉法案

育介法

年金各法 等

【法案の内容】

国が定める指針に則して、自治体、企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進。

国：指針策定、計画に基づく取組の支援

三位一体の取組

都道府県・市町村：行動計画

→ 地域子育て機能の再生 等

子育てと仕事の両立支援

→ 働き方の見直し等

(地方版エンゼルプランの策定状況)

- ・市町村数1,300余り、内容も保育中心、総合計画の一部であるなど不十分

(職場環境の現状)

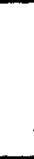
- ・子育て家庭への支援として「子育てしながら働きやすい職場環境」が最も求められている。
- ・育児休業について「職場の雰囲気」を理由に断念した者が多い。

次世代育成支援対策推進法案

<平成17年度から10年間の時限立法>

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。



地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表 等

施策・取組への協力等

次世代育成支援対策地域協議会

・都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織。

事業主等行動計画の策定

- ①一般事業主行動計画（企業等）
 - * 中小企業（300人以下）：努力義務
 - * 特に対策を推進している事業主の認定
- ②特定事業主行動計画（国・地方公共団体）
 - * 策定・公表

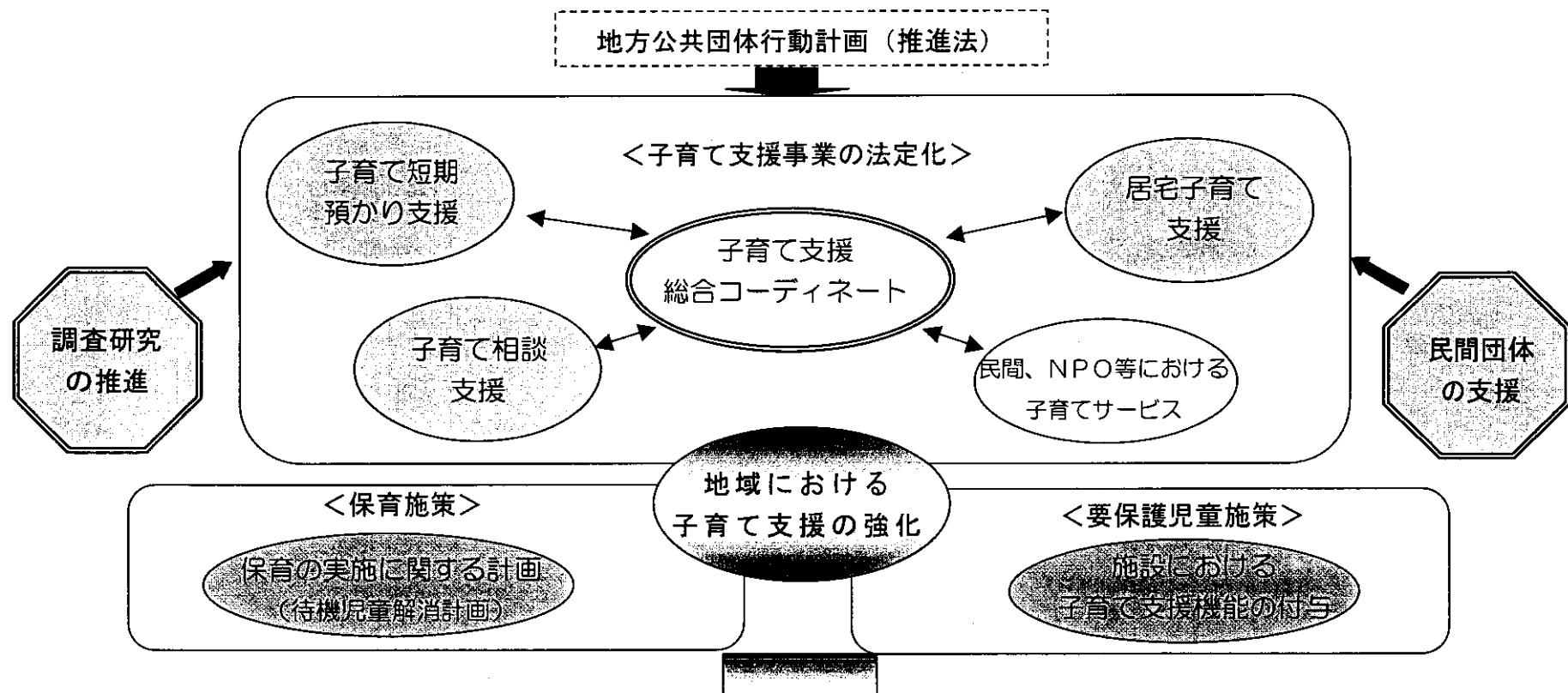
策定支援等

次世代育成支援対策推進センター

・経済団体による情報提供、相談等の実施。

児童福祉法改正案

子育て家庭の孤立、負担感の増大や地域における子育て力の低下に対応するため、子育て支援事業を児童福祉法に位置付け、身近な地域において全ての家庭に対する子育て支援を積極的に行う仕組みを整備する。



すべての児童の健全な育成を図るための児童福祉法へ

今後の推進方策

- 平成15年及び16年の2年間を次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置づけ、一連の立法措置を講じる。
- 平成15年においては、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び「児童福祉法改正法案」を提出。
- 平成16年においては、「児童手当制度の見直し」、「育児休業制度等の見直し」、「多様な働き方を実現するための条件整備」等について、幅広く検討を行った上で所要の法案を提出。
- さらに、平成17年度からの市町村、都道府県、事業主の行動計画の円滑な実施を支援するほか、今後の少子化や対策の進展状況等を踏まえつつ、必要な取組方策について引き続き検討。

資料 2

次世代育成支援施策の在り方に関する研究会の設置について

[設置の趣旨]

- 少子化対策の一段の充実強化が求められる中で、次世代育成支援対策推進法案等が国会に提出されるとともに、16年度に向けて、児童手当制度、育児休業制度の見直しなどの課題への対応とともに、年金制度改革においても、少子化への対応が課題となっている。
- さらに、規制改革、地方分権等の議論の中で、保育所を始めとする地域の子育て支援施策の在り方について、その将来像を明らかにすることが求められている。
- こうした状況の中で、保育、児童手当など制度、財源が種々に分かれている現行の子育て支援に関連した施策について、総合的な見直しを行い、新たな次世代育成支援施策の在り方の将来像を検討することが必要である。
- こうした認識の下で、今後の次世代育成支援施策、特に、子育て支援関連施策に関する基本的方向や取組について、考えられる選択肢を制度・実務の両面から研究・整理する観点から、有識者により構成される研究会を設置する。

[研究会の開催]

- 厚生労働省少子化対策推進本部事務局の研究会（雇用均等・児童家庭局と一体となって運営）
- 会議は非公開

[検討項目]

○給付の在り方

種々の制度に分かれる現行の子育て支援に関連した給付に関し、見直しの基本的考え方、給付体系のイメージなどについて

- ・地域における子育て支援の在り方
- ・保育サービスの在り方
- ・経済的支援の在り方

○財政枠組み（財源）の在り方

給付を支える財政枠組みについて、現行の公費、事業主負担などの役割分担を踏まえつつ、その基本的考え方、考えられるスキームなどについて

○当面の改革の方向

次世代育成支援施策の将来像を前提とした場合の当面の施策の基本的方向について

[研究会委員]

- ・柏女 靈峰 淑徳大学教授
- ・京極 高宣 日本社会事業大学学長
- ・新澤 誠治 東京家政大学教授
- ・杉山 千佳 子育て環境研究所代表
- ・鈴木 真理子 岩手県立大学助教授
- ・武石 恵美子 東京大学社会科学研究所助教授
- ・柄本 一三郎 上智大学教授
- ・堀 勝洋 上智大学教授
- ・宮武 剛 埼玉県立大学教授
- ・山縣 文治 大阪市立大学助教授
- ・山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学教授

資料 2

次世代育成支援施策の在り方に関する研究会の設置について

[設置の趣旨]

- 少子化対策の一段の充実強化が求められる中で、次世代育成支援対策推進法案等が国会に提出されるとともに、16年度に向けて、児童手当制度、育児休業制度の見直しなどの課題への対応とともに、年金制度改革においても、少子化への対応が課題となっている。
- さらに、規制改革、地方分権等の議論の中で、保育所を始めとする地域の子育て支援施策の在り方について、その将来像を明らかにすることが求められている。
- こうした状況の中で、保育、児童手当など制度、財源が種々に分かれている現行の子育て支援に関連した施策について、総合的な見直しを行い、新たな次世代育成支援施策の在り方の将来像を検討することが必要である。
- こうした認識の下で、今後の次世代育成支援施策、特に、子育て支援関連施策に関する基本的方向や取組について、考えられる選択肢を制度・実務の両面から研究・整理する観点から、有識者により構成される研究会を設置する。

[研究会の開催]

- 厚生労働省少子化対策推進本部事務局の研究会（雇用均等・児童家庭局と一体となって運営）
- 会議は非公開

[検討項目]

○給付の在り方

種々の制度に分かれる現行の子育て支援に関連した給付に関し、見直しの基本的考え方、給付体系のイメージなどについて

- ・地域における子育て支援の在り方
- ・保育サービスの在り方
- ・経済的支援の在り方

○財政枠組み（財源）の在り方

給付を支える財政枠組みについて、現行の公費、事業主負担などの役割分担を踏まえつつ、その基本的考え方、考えられるスキームなどについて

○当面の改革の方向

次世代育成支援施策の将来像を前提とした場合の当面の施策の基本的方向について

[研究会委員]

- ・柏女 露峰 淑徳大学教授
- ・京極 高宣 日本社会事業大学学長
- ・新澤 誠治 東京家政大学教授
- ・杉山 千佳 子育て環境研究所代表
- ・鈴木 真理子 岩手県立大学助教授
- ・武石 恵美子 東京大学社会科学研究所助教授
- ・柄本 一三郎 上智大学教授
- ・堀 勝洋 上智大学教授
- ・宮武 剛 埼玉県立大学教授
- ・山縣 文治 大阪市立大学助教授
- ・山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学教授